

○大津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例  
施行規則

平成10年9月25日

規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(縦覧の時間)

第3条 報告書等を縦覧に供する時間は、大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 報告書等を縦覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。